

15 行政委員会の取扱い

『合併協定項目(案)』

選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合する。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 選挙の投票所	25 - 02 - 02 - 03	期日前投票所・不在者投票所は旧自治体ごとに設置し、各所をオンライン化
	(2) 選挙の公営掲示場	25 - 02 - 02 - 04	
	(3) 公営施設個人演説会場	25 - 02 - 02 - 06	
	(4) 海区漁業調整委員会選挙	25 - 02 - 02 - 09	選挙区は釧路・十勝管内の現行を引き継ぐ
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 農業委員会の事務局運営	25 - 01 - 02 - 01	
	(2) 選挙管理委員会の組織	25 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	最初の議会で承認を得て、新たな選挙管理委員が選任されるまで暫定的委員会を設置 委員報酬は釧路市に統合
	(3) 選挙人名簿登録者	25 - 02 - 02 - 02	
	(4) 選挙の開票区及び開票所	25 - 02 - 02 - 07	開票区は[04 01 01 01]「議員定数・任期・常任委員会の状況」で協議される選挙区の取扱いに従って必要な整理を行い、開票所及び開票・終了時刻は新市で調整
	(5) 選挙公報及び明るい選挙推進協議会等の関係団体	25 - 02 - 02 - 10	公報の配布は地域事情を勘案
	(6) 固定資産評価審査委員会の組織	25 - 05 - 01 - 01 【先行調整項目】	任期は3年で、構成は各市町から1名と学識経験者2名が望ましい
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 選挙管理委員会事務局	25 - 02 - 02 - 01	旧自治体の範囲で、期日前投票・不在者投票を執行管理するため併任書記を発令
	(2) 選挙事務従事者	25 - 02 - 02 - 05	従事者は投・開票所の設置状況に応じて配置し、投票所入場券は統合
	(3) 監査委員の組織	25 - 03 - 01 - 01 【先行調整項目】	監査委員は最初の議会で承認を得て選任し、報酬も釧路市に統合
	(4) 監査委員事務局	25 - 03 - 02 - 01	旧市町に係る決算審査業務は、各事務事業に精通した職員による監査体制を検討
	(5) 公平委員会の組織	25 - 04 - 01 - 01 【先行調整項目】	釧路支庁管内町村公平委員会から離脱
	(6) 公平委員会事務局	25 - 04 - 02 - 01	3町は釧路支庁管内町村公平委員会から離脱し、3町及び鶴居村で構成し同委員会に加入している釧路西部消防組合の脱退に当たっては必要な協議を行う
	(7) 固定資産評価審査委員会の報酬	25 - 05 - 02 - 01	